

# 調査の概要

## 1 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としています。

## 2 調査の根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって実施されています。

## 3 調査の期日

2016年（平成28年）6月1日現在

なお、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成27年1年間の値を把握している。

## 4 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行いました。

- (1) 大分類A - 「農業・林業」に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所
- (4) 大分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としました。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としました。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

### (3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

## 6 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類からなります。

### (1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行いました。

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

### (2) 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行いました。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

#### ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

#### イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

#### ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として、総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・総務省及び経済産業省－調査事業所

## 7 調査事項

「調査票様式（全11種類）」によります。（外部リンク「総務省統計局ホームページー平成28年経済センサスー活動調査」に掲載）

## 利用上の注意

- 1 本報告書は、2016年（平成28年）6月1日現在で実施の「平成28年経済センサス-活動調査」について、総務省統計局が公表する調査の結果から、本市における事業所数、従業者数等を産業別、従業者規模別、町丁字別などに再集計したものです。（<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>）
- 2 統計表中の記号は次のとおりです。
  - 「0. 0」 … 単位未満
  - 「－」 … 該当数値なし
  - 「△」 … マイナス
  - 「…」 … 分母が0で計算不能の場合
- 3 各表中の数値は単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- 4 平成28年経済センサス-活動調査では、13地区別集計を行っておりません。
- 5 産業分類は原則として、平成25年10月に改定された第13回改訂「日本標準産業分類」を用いていますが、一部については更に分割した独自のものを小分類として用いています。統計表第7表（35ページ）を参照してください。
- 6 売上（収入）金額は、次の産業においては、事業所単位の把握は行っていません。  
〔「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「通信業」「放送業」「映像・音声・文字情報制作業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」「学校教育」「郵便局」「政治・経済・文化団体」「宗教」〕
- 7 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計しました。
- 8 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計しました。
- 9 売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係るガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。
- 10 本報告書の数値は、総務省から公表される数値と相違する場合があります。

## 用語の解説

### 1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### ・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業員が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

#### ・ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいいます。

### 2 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

#### ・ 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

#### ・ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者なみの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

#### ・ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

#### ・ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

#### ・ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいいます。

#### ・ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいいます。

#### ・ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

#### ・ 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣者法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

### 3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

- 4 事業従事者数  
当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出しています。
- 5 事業所の産業分類  
事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。
- 6 経営組織
- ・個人経営  
個人が事業を経営している場合をいいます。  
法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。
  - ・法人  
法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。次の「会社」及び「会社以外の法人」が該当します。  
「会社」  
株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。  
ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいいます。  
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。  
「会社以外の法人」  
法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。  
例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。
  - ・法人でない団体  
法人格を持たない団体をいいます。  
例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。
- 7 企業等  
事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。  
具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としています。
- 8 会社企業  
経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としています。
- 9 企業産業分類  
企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類しています。
- 10 単一・複数の別  
企業等を構成している事業所により、次の2つに区分しています。
- ・単一事業所企業  
単独事業所の企業等をいいます。
  - ・複数事業所企業  
国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいいます。（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含みます。）

- 11 単独・本所・支所の別, 単独・複数の別
- ・単独事業所  
他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。
  - ・本所（本社・本店）  
他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。
  - ・支所（支社・支店）  
他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。  
支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。なお、経営組織が外国の会社は支所とします。
  - ・複数事業所企業の事業所  
本所及び支所が含まれます。
- 12 国内支所の分布範囲  
複数事業所企業について、次のように区分しています。
- ・県内（市内）  
本書の所在する都道府県（市区町村）内に支所の全てが所在するものをいいます。
  - ・県外（市外）  
本書の所在する都道府県（市区町村）外に支所が所在するものをいいます。
- 13 資本金額  
株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。
- 14 決算月  
該当する本決算月全てをいいます。なお、仮決算や中間決算は含めません。
- 15 売上（収入）金額  
商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいいます。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としています。
- 16 事業活動  
事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主産業によりますが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があります、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいいます。
- 17 費用
- (1) 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）  
売上（収入）金額に対応する費用です。なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としています。
  - (2) 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人を除く。）  
費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額です。
  - (3) 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））  
役員（非常勤を含みます。）及び従業員（臨時雇用者を含みます。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額です。別経営の事業所に出向又は派遣している従業員に支給している給与を含みます。
  - (4) 福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）  
会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額です。

- (5) 動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）  
土地、建物、機械等の賃借料の総額です。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
- (6) 減価償却費  
固定資産に係る減価償却費。「売上原価」，「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額です。
- (7) 租税公課（法人税，住民税，事業税を除く。）  
営業上負担すべき固定資産税，自動車税，印紙税等の総額です。収入課税の事業税（電気業，ガス業，保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含みます。法人税，住民税，所得課税の事業税は含めません。
- (8) 外注費（個人経営を除く。）  
業務の一部又は全部を他の企業へ委託，下請け，その他の形式で発注した経費です。人材派遣会社への支払いを含みます。
- (9) 支払利息等（個人経営，「62銀行業」及び「63共同組織金融業」を除く。）  
借入金等に対する支払利息等の総額です。営業外費用に計上する支払い利息等が該当します。費用総額の内数ではありません。

## 18 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できます。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いており、平成27年1年間の値を把握しています。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

また、事業所に関する付加価値額は、上記計算式で算出した企業等全体の付加価値額を、その企業等を構成している本所及び支所それぞれに対し、事業従事者数に応じてあん分することにより集計しました。

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、次の項目は含まれていません。

固定資本減耗，雇主の社会保険料負担分，持ち家の帰属家賃，研究開発費，農林漁家，公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

## 19 設備投資額

「有形固定資産（土地を除く）」と「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」であり、固定資産に計上したリース物件のうち、平成27年1年間に新たに契約した物件も含めません。

### (1) 有形固定資産

平成27年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額で、建物および附属設備，構築物，機械及び装置，船舶，車両及び運搬具，建設仮勘定，耐用年数が1年以上の工具，器具，備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。

### (2) 無形固定資産（ソフトウェアのみ）

平成27年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額をいいます。

次のものについては、設備投資に含めません。

建物，構築物の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用，店舗併用住宅の住居部分，中古品。